

令和 5 年 3 月 2 日
選挙管理委員会事務局

選挙長等の報酬および費用弁償に関する条例の 一部改正について

1 改正理由

選挙長等の報酬額を引き上げるとともに、更正決定又は繰上補充に係る選挙会における選挙長及び選挙立会人の報酬に関する規定を整備するため、選挙長等の報酬および費用弁償に関する条例（以下「本条例」という。）の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 選挙長、開票管理者、投票管理者、選挙立会人、開票立会人及び投票立会人の報酬額を改定する。（別表関係）

	旧	新
選挙長	16,000円	18,000円
開票管理者	16,000円	18,000円
投票管理者	16,000円(14,000円)	18,000円(16,000円)
選挙立会人	13,000円	15,000円
開票立会人	13,000円	15,000円
投票立会人	13,000円(12,000円)	15,000円(14,000円)
備考		
投票管理者 (職務時間 1/2)	8,000円(7,000円)	9,000円(8,000円)
投票立会人 (立会時間 1/2)	6,500円(6,000円)	7,500円(7,000円)

※括弧書きは、期日前投票の場合の金額。

(2) 当選人の更正決定又は繰上補充に係る選挙会を開く場合における選挙長及び選挙立会人の報酬の額を定める。（第2条関係）

- ① 選挙長 6,000円
- ② 選挙立会人 5,000円

(3) その他規定を整備する。

3 施行期日

- (1) 公布の日から施行する。
- (2) 改正後の本条例の規定は、施行日以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

選挙長等の報酬および費用弁償に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>選挙長等の報酬<u>および</u>費用弁償に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 江東区選挙管理委員会が管理する選挙<u>および</u>投票の選挙長、開票管理者、投票管理者、選挙立会人、開票立会人、<u>投票立会人並びに都</u><u>および</u>国が管理する選挙<u>および</u>投票の開票管理者、投票管理者、開票立会人、<u>投票立会人</u>（以下「選挙長等」という。）に対し支給する報酬<u>および</u>費用弁償の額並びに支給方法は、この条例の定めるところによる。</p> <p>(報酬の額)</p> <p>第2条 前条に規定する者の報酬の額は、別表の定めるところによる。</p> <p>2 前項の報酬の額は、選挙<u>または</u>投票ごとの定額（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2の規定による期日前投票所における投票（以下「期日前投票」という。）に係る投票管理者及び投票立会人の報酬の額は、期日前投票を行わせる日ごとの定額）とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(加える)</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第3条 (略)</p>	<p>選挙長等の報酬<u>及び</u>費用弁償に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 江東区選挙管理委員会が管理する選挙<u>及び</u>投票の選挙長、開票管理者、投票管理者、選挙立会人、開票立会人<u>及び</u>投票立会人並びに都<u>及び</u>国が管理する選挙<u>及び</u>投票の開票管理者、投票管理者、開票立会人<u>及び</u>投票立会人（以下「選挙長等」という。）に対し支給する報酬<u>及び</u>費用弁償の額並びに支給方法は、この条例の定めるところによる。</p> <p>(報酬の額)</p> <p>第2条 前条に規定する者の報酬の額は、別表に定めるところによる。</p> <p>2 前項の報酬の額は、選挙<u>又は</u>投票ごとの定額（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2の規定による期日前投票所における投票（以下「期日前投票」という。）に係る投票管理者及び投票立会人の報酬の額は、期日前投票を行わせる日ごとの定額）とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>前3項の規定にかかわらず、江東区選挙管理委員会が管理する選挙における当選人の更正決定又は繰上補充に係る選挙会（以下「更正決定等選挙会」という。）を開く場合における選挙長及び選挙立会人の報酬の額は、更正決定等選挙会ごとに次に掲げるとおりとする。ただし、2以上の更正決定等選挙会を同日に開く場合においては、1の更正決定等選挙会の選挙長及び選挙立会人の報酬額を超えることができない。</u></p> <p>(1) <u>選挙長 6,000円</u></p> <p>(2) <u>選挙立会人 5,000円</u></p> <p>(費用弁償)</p> <p>第3条 (略)</p>

2 前項の費用弁償は、鉄道賃、船賃、車賃、日当及び宿泊料の5種とし、その額は、江東区職員の旅費に関する条例（昭和30年4月江東区条例第8号）の適用を受ける職員の例による。

（支給方法）

第4条 前2条の規定に基く報酬および費用弁償の支給方法は、江東区職員について定められているものの例による。

別表（第2条関係）

選挙の別	選挙長等	選挙長	開票管理者	投票管理者	選挙立会人	開票立会人	投票立会人
国が管理する選挙及び投票		16,	16,			13,	13,
		00	00			00	00
		0円	0円			0円	0円
			(期 日前 投票 の場 合は、 14, 00 0円)			(期 日前 投票 の場 合は、 12, 00 0円)	
都が管理する選挙及び投票		16,	16,			13,	13,
		00	00			00	00
		0円	0円			0円	0円
			(期 日前 投票 の場 合は、 14, 00 0円)			(期 日前 投票 の場 合は、 12, 00 0円)	
区が管理する選挙及び投票		16,	16,	16,	13,	13,	13,
		00	00	00	00	00	00
		0円	0円	0円	0円	0円	0円
			(期 日前			(期 日前	

2 前項の規定による費用弁償は、鉄道賃、船賃、車賃、日当及び宿泊料の5種とし、その額は、江東区職員の旅費に関する条例（昭和30年4月江東区条例第8号）の適用を受ける職員の例による。

（支給方法）

第4条 前2条の規定に基づく報酬及び費用弁償の支給方法は、江東区職員について定められているものの例による。

別表（第2条関係）

選挙の別	選挙長等	選挙長	開票管理者	投票管理者	選挙立会人	開票立会人	投票立会人
国が管理する選挙及び投票		18,	18,			15,	15,
		00	00			00	00
		0円	0円			0円	0円
			(期 日前 投票 の場 合は、 16, 00 0円)			(期 日前 投票 の場 合は、 14, 00 0円)	
都が管理する選挙及び投票		18,	18,			15,	15,
		00	00			00	00
		0円	0円			0円	0円
			(期 日前 投票 の場 合は、 16, 00 0円)			(期 日前 投票 の場 合は、 14, 00 0円)	
区が管理する選挙及び投票		18,	18,	18,	15,	15,	15,
		00	00	00	00	00	00
		0円	0円	0円	0円	0円	0円
			(期 日前			(期 日前	

		投票 の場 合は、 14, 00 0円)		投票 の場 合は、 12, 00 0円)		投票 の場 合は、 16, 00 0円)		投票 の場 合は、 14, 00 0円)	
備考					備考				
<p>1 投票管理者の職務時間が投票時間の2分の1である場合の報酬の額は、<u>8,000円</u>（期日前投票の場合は、<u>7,000円</u>）とする。</p> <p>2 投票立会人の立会時間が投票時間の2分の1である場合の報酬の額は、<u>6,500円</u>（期日前投票の場合は、<u>6,000円</u>）とする。</p>					<p>1 投票管理者の職務時間が投票時間の2分の1である場合の報酬の額は、<u>9,000円</u>（期日前投票の場合は、<u>8,000円</u>）とする。</p> <p>2 投票立会人の立会時間が投票時間の2分の1である場合の報酬の額は、<u>7,500円</u>（期日前投票の場合は、<u>7,000円</u>）とする。</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この条例による改正後の選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例第2条第4項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。</p>				